

令和5年1月16日

株 主 各 位

千葉県市川市市川一丁目4番10号
市川ビル 8階
株式会社デベロップ

代表取締役 岡村健史

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://develop-group.jp/>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、1月30日までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年1月31日（火曜日） 11時
2. 場 所 千葉県市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階
当社会議室
3. 目的事項
決議事項
議案 第1回新株予約権の行使条件一部変更の件
各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社デベロップ 代表取締役 岡村 健史

## 2. 議案及び参考書類

### 議案 第1回新株予約権の行使条件一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社はかねてより、東京証券取引所グロース市場(以下、「グロース」と略称)への株式上場を行うことを目標に、業績の向上、社内管理体制の整備等、同市場が求める基準に適合するよう、準備を進めて参りました。

その一環として、令和4年1月期を直前期として東京証券取引所TOKYO PRO Market市場(以下、「プロマーケット」と略称)への株式上場準備も併せて行ってまいりました。

このプロマーケットへの上場に向けた審査において、当社の企業集団の範囲に関し変更する必要性が生じたため、プロマーケット上場スケジュールが変更されることになりました。

これに伴い、グロースへの上場スケジュールにも影響を及ぼすことが見込まれることとなりました。

一方当社では、当社取締役、社員の上場に向けての機運を醸成し、経営への参画意識を高め、ひいては業績向上への寄与等を期待して、取締役及び幹部社員に対して、ストックオプションとしての新株予約権(以下、「ストックオプション」と呼称)を発行しております。

このストックオプションの行使条件に具体的な上場スケジュールが記載されており、上記グロースへの上場スケジュールの動向によってはストックオプションが無効となる可能性があること、一方で取締役、社員に対する期待についてはストックオプション付与時から変わることがなく、今後も継続的に業績向上への寄与等を期待していることから、ストックオプションを無効にすることは適切ではないと判断し、当社が株式上場した場合には、そのスケジュールにかかわらず、引き続きストックオプションを行使することができるよう、行使条件を一部変更するものであります。

また、ストックオプションの割当者のうち、割当後に株式会社ストレージ王に転籍した者が発生しております。同社は従来当社の子会社でしたが、同社株式をグロースに上場したことに伴い、当社の持分が低下したため、現在は当社の関連会社となっております。そのため、この者のストックオプションは、割当者が権利行使時においても当社又は当社子会社の役職員等の地位を有している必要があるとする、当初の行使条件を充足しなくなりましたが、行使条件の本来の趣旨とは異なる事象により充足しなくなったものであることから、この者に対しても、権利行使を認めるべきであると判断したことにより、関連会社の役職員等であっても、引き続きストックオプションを行使することができるよう、行使条件を一部変更するものであります。

なお、株式会社ストレージ王は関連会社となったものの、現在においても当社の重要な関連会社であり、従来と同様、適切な協業により業績の拡大を図れるものと考えております。

## 2. 変更の内容

現行の新株予約権の権利行使条件の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

| 現行の新株予約権の行使の条件                                                                                  | 変更案                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (7) 新株予約権の行使の条件                                                                                 | (7) 新株予約権の行使の条件                                                                                        |
| ① （条文省略）                                                                                        | ① （現行通り）                                                                                               |
| ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準じた地位を有していなければならない。                        | ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、 <u>当社子会社</u> 、 <u>当社の関連会社</u> のいずれかの取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準じた地位を有していなければならない。 |
| ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式が令和 5 年 1 月期を直前期として、 <u>いずれかの金融商品取引所（TOKYO PRO Market を除く）</u> に上場することを条件とする。 | ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式が <u>いずれかの金融商品取引所（TOKYO PRO Market を除く）</u> に上場することを条件とする。                           |
| ④～⑥ （条文省略）                                                                                      | ④～⑥ （現行通り）                                                                                             |

以 上